



# このようなことが原因で多重債務に・・・

## ●収入の減少で借金をせざるを得なくて・・・

失業など急な収入の減少で生活費が不足してお金を借りたものの、あっという間に借金を借金で返す状況になり、借金が膨らんでしまうことがあります。

## ●計画性のないクレジットカードの利用で・・・

カードでの買い物に慣れてしまい、返済能力を十分考えないままどんどん利用を増やしていき、カードのキャッシングも利用していると、気がついた時には多重債務の状況に陥っていることがあります。

## ●知人の借金の保証人になって、知人が返済できなくなった・・・

保証人や連帯保証人は、債務者がお金を返済しない場合に、債務者本人に代わって借金を支払わなければなりません。特に、連帯保証人になるということは、債務者と同等の立場になる責任の重い契約です。

ギャンブルにのめりこみ、多重債務に陥ることがあります。

詳しくは、消費者庁HP「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」をご覧ください。



## 注意 「クレジットカードの現金化」はやめましょう！

商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、換金する目的で利用する「クレジットカードの現金化」は、クレジットカード契約に違反する行為です。

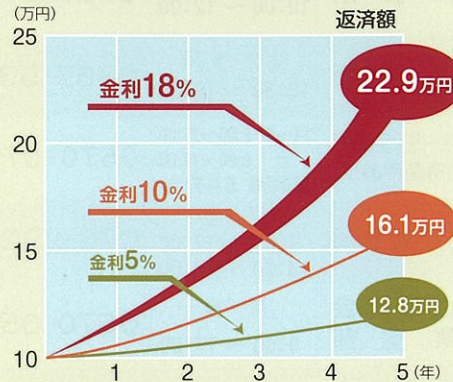
一時的に現金を手に入れることができたとしても、後でその金額よりも高額なクレジットの返済に追われることとなります。

## 借金が雪だるま式に増える！

例えば  
10万円を年利18%で借りたら・・・  
返済額は5年で2倍以上

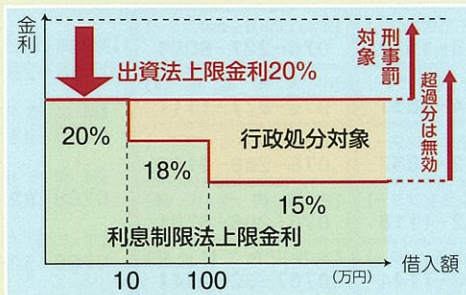


### 10万円借りた場合の金利と返済額



## 利息には制限があります

利息制限法により、上限金利は借入総額に応じて年15～20%となっています。



## 過剰な借入れを防ぐ仕組み

貸金業法により、消費者金融やクレジットカードのキャッシングなどの利用について、年収の3分の1までに制限されています。

## 多重債務に陥らないために 気をつけること

☆しっかりとした生活設計を立てるなど、家計の管理を徹底しましょう。収入と支出のバランスがとれた生活を心がけることが大切です。

☆借入をする場合は返済期間、金利、手数料などを必ず確認しましょう。

☆クレジットカードは必要以上に持たないようにしましょう。クレジットカードにもキャッシング機能がついています。手軽さから安易に利用しないようにしましょう。

☆友人や知人に頼まれても、安易に連帯保証人を引き受けたり、名義を貸すことはやめましょう。

☆借金返済のための借金はしないことが鉄則です。返済ができなくなったら早めに周囲や相談機関相談しましょう。

注意

## ヤミ金融に気をつけて！

国・都道府県に貸金業の登録を行わなければ貸金業を営むことはできません。

ヤミ金融は、登録を行わず違法な高金利で貸し付けを行う悪質な業者で、一度手を出してしまうと暴力的・脅迫的な取り立てが家族や職場まで及ぶこともあります。絶対に手を出してはいけません。

「超低金利」、「スピード融資」、「審査なし」などの甘い言葉に注意しましょう。

また、SNS等において「個人間融資」を装って業として貸付けを行う「SNS個人間融資」や、売掛債権等を売却して資金を調達する「ファクタリング」を装って、実質的には金銭の貸付けを行う「偽装ファクタリング」など新たな形態のヤミ金融事案も発生しております。

被害にあう前に大切なのは、本当に信用できる貸し手かどうか、しっかりと判断することです。